

政令番号216 N,N-ジメチルアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						7.3E+2	730.0	730.0
8	茨城県						1.3E+4	13,000.0	13,000.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	5.9E+1			59.0	6.0E+1	3.0E+3	3,067.0	3,126.0
15	新潟県								
16	富山県						5.8E+2	580.0	580.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県						2.0E+3	2,000.0	2,000.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	3.4E+1			34.0	3.0E-1	7.9E+1	79.3	113.3
27	大阪府								
28	兵庫県						1.6E+1	16.0	16.0
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1	2.0E-1	3.1E+2	310.2	310.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						7.0E-1	0.7	0.7
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		9.3E+1			93.1	6.1E+1	2.0E+4	19,783.2	19,876.3

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。